

昭和五十六年三月三十一日受領  
答 弁 第 一 一 六 号

(質問の 一六)

内閣衆質九四第一六号

昭和五十六年三月三十一日

内閣総理大臣 鈴木 善 幸

衆議院議長 福田 一 殿

衆議院議員大原亨君提出診療報酬改定に当たつて厚生大臣の中医協諮問事項作成に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員大原亨君提出診療報酬改定に当たって厚生大臣の中医協諮問事項作成に  
関する質問に対する答弁書

一について

診療報酬の改定については、医療機関の経営状況、物価、賃金の動向等を総合的に勘案し、慎重に対処してまいりたい。現在のところ診療報酬の改定時期及び改定幅ともに未定である。

二について

診療報酬の改定に当たっては、中央社会保険医療協議会の審議を踏まえ、病院、診療所の診療報酬のバランスを図りながら技術料の適正な評価に努めてまいりたい。

なお、個人開業医の所得については、自己資本に対する資本報酬、経営の危険負担のほか、休日夜間診療や家族労働などいろいろな問題があり、単純にその額と勤務医給与の額との比較

を行うことは困難であると考えている。

右答弁する。